

本邦における未承認ワクチン接種者への対応変更

【ポイント】

- 9月27日、外務省海外安全ホームページ最新情報メールでご案内のとおり（https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C128.html）日本の水際措置が見直しされ、一部の国・地域において本邦承認ワクチンを接種した事実を示す証明書を所持する日本人及び在留資格保持者等の施設待機免除及び自宅待機期間短縮が導入されることとなりました。これを踏まえ、一時帰国する海外在留邦人等向けワクチン接種事業の運用が改められ、これまで対象外としていた本邦未承認ワクチンを既に2回接種した方に対しても、本事業でワクチン（特段の事情がない限りファイザー製）を2回接種することが可能となりました。
- なお、上記待機期間短縮の導入の対象となるのは、日本政府が有効と認める発行国・地域によるワクチン接種証明書を所持している場合のみですが、アルジェリアは有効と認められておりません。

概要は以下のとおりです。

- 1 本事業においては、本邦未承認ワクチンを2回接種済みの方については、これまで接種の対象外としておりましたが、この度、本邦承認ワクチンの接種証明書による自宅待機期間の短縮の機会を得ることを担保するため、ご本人の判断に基づき、医師と相談の上で接種することが認められることとなりました。
- 2 本邦承認ワクチンと本邦未承認ワクチンとの交互相種（異なるメーカーのワクチンを接種すること）については、日本として十分な知見を有しておりません。そのため、本事業において、このような交互相種を行うことを希望する場合は、あくまでも、居住地の感染状況等を踏まえ、ご本人の判断に基づき、医師と相談の上で接種するものであることにご留意ください。なお、予診の結果、交互相種が認められないケースもあり得ます。
- 3 なお、本邦未承認ワクチンを1回接種した方については、これまでも、本人の判断に基づき、医師と相談の上で、本事業での2回目のワクチン接種を受けることが認められており、今後も継続されます。
- 4 接種後に健康被害が生じた場合、当該健康被害が本事業で接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法のB類疾病

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigai_kyuusai.html) の定期接種と同等の水準の給付を行うこととされています(現在、市町村が実施している臨時接種において健康被害が認定されたときよりも、給付水準は低くなります)。

5 接種証明書の発行は、基本的に本事業を利用して2回の接種を行った場合を対象としますが、本事業を利用して2回目接種のみ受けた場合についても、「1回分接種を受けた」ことを証明する接種証明書を発行することとしています。本事業で1回目接種のみ受けることは不可とされているため、1回目接種のみ受ける方に対しては接種証明書が発行されません。但し、本邦未承認ワクチンを接種した方が、本事業でワクチン接種を行った場合には、本事業での接種回数(1回又は2回)に応じた接種証明書が発行されます。

6 詳細は以下の外務省ホームページをご確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

(問い合わせ先)

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin El Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)23 37 55 11 FAX：+213 (0)23 37 54 97

メール：eal-mm@al.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>